

令和3年第2回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和3年6月18日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第25号 令和3年度新冠町一般会計補正予算
- 第 4 議案第26号 令和3年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第 5 議案第27号 令和3年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第28号 令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第 7 議案第29号 令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 第 8 発委第 1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 9 発議第 1号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書の提出について
- 第10 発議第 2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
- 第11 発議第 3号 2021年度地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 第12 発議第 4号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
- 第13 会議案第 8号 閉会中の継続調査について
- 第14 会議案第 9号 閉会中の継続調査について
- 第15 会議案第10号 閉会中の継続調査について

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 武田修一君 | 2番 中川信幸君 |
| 3番 秋山三津男君 | 4番 芳住革二君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 長浜謙太郎君 | 8番 酒井益幸君 |

9番 須崎 栄子 君
11番 堤 俊昭 君

10番 芳住 革二 君
12番 荒木 正光 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長
副 町 長
教 育 長
総 務 課 長
企 画 課 長
町 民 生 活 課 長
保 健 福 祉 課 長
税 務 課 長
産 業 課 長
建 設 水 道 課 長
会 計 管 理 者
診 療 所 事 務 長
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長
町 有 牧 野 所 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長
管 理 課 長
社 会 教 育 課 長
総 務 課 総 括 主 幹
企 画 課 総 括 主 幹
企 画 課 総 括 主 幹
町 民 生 活 課 総 括 主 幹
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹
税 務 課 総 括 主 幹
産 業 課 総 括 主 幹
建 設 水 道 課 総 括 主 幹
建 設 水 道 課 総 括 主 幹
管 理 課 総 括 主 幹
管 理 課 総 括 主 幹
社 会 教 育 課 総 括 主 幹
社 会 教 育 課 総 括 主 幹

鳴 海 修 司 君
山 本 政 嗣 君
奥 村 尚 久 君
佐 藤 正 秀 君
佐 渡 健 能 君
坂 東 桂 治 君
鷹 薮 寧 君
原 田 和 人 君
島 田 和 義 君
関 口 英 一 君
坂 本 隆 二 君
杉 山 結 城 君
竹 内 修 君
工 藤 匡 君
山 谷 貴 君
湊 昌 行 君
新 宮 信 幸 君
小 林 和 彦 君
楫 川 聡 明 君
下 川 広 司 君
谷 藤 聡 君
八 木 真 樹 君
今 村 力 君
三 宅 範 正 君
寺 西 訓 君
磯 野 貴 弘 君
小 久 保 卓 君
坂 元 一 馬 君
佐 々 木 京 君
曾 我 和 久 君

代表監査委員

岬 長 敏 君

◎議会事務局

議会事務局長

田 村 一 晃 君

議会事務局総括主幹

伊 藤 美 幸 君

(午前 9時58分 開議)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第2回定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、秋山三津男議員、4番、氏家良美議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（荒木正光君） 日程第2、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言願います。

但野裕之議員の改正災害対策基本法についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 議長より発言の許可をいただきましたので、改正災害対策基本法について通告に従い、質問いたします。

災害時の迅速な避難支援を強化し、逃げ遅れによる犠牲者ゼロを目指す改正災害対策基本法が、5月20日から施行されました。改正法では、市町村が発令する避難情報について避難勧告を廃止し、避難指示に一本化するほか、自力での避難が難しい高齢者や障がい者ら災害弱者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務にすることなどが柱となっています。これまで本来、避難を始めるべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れる事例が起きていたため、避難勧告と避難指示の違いがわかりにくいという指摘があり、従来の勧告の段階から避難指示を行い、情報をわかりやすくするもので、勧告と指示を一本化し避難指示としています。実際に、住民の避難につなげるには改正法を受けた国や自治体の具体的な取り組みが鍵となります。避難指示への一本化により避難を始めるタイミングが明確になり、実効性を高めるには住民への周知徹底が欠かせないものと推察します。当町においても、これから豪雨や台風のシーズンを迎えます。シーズン到来前に町民にわかりやすく伝える必要があると考えます。

今回、市町村にとって重大な課題となったのは、努力義務化された個別避難計画の作成です。消防庁によりますと、昨年10月時点で対象者全員の計画を策定済みの市町村は約1割にとどまり、未策定は3割を超えていると報告されています。避難に支援が必要な高

高齢者の状況を把握している福祉専門職との連携を強化し、作成を急ぐ必要があります。これまで作成が進まなかった背景として、法的根拠がなかったことやノウハウ、予算不足などが指摘されています。国は今年度予算で効率的、効果的な作成手法を構築するためのモデル事業を行い、福祉専門職に対する報酬などの作成経費も地方交付税で措置するとしています。

個別避難計画の概要としては、高齢者や障害者などみずから避難をすることが難しい避難行動要支援者ごとに、避難の流れなどを記載した計画で作成には本人の同意が必要となります。主な記載事項は避難行動、要支援者の氏名、住所、連絡先、避難支援が必要な理由、例として立つことや歩行ができないなど、避難を支援する人や団体などの名前、例として民生委員、自治会、自主防災組織など、避難先の場所、経路、移動する際の注意事項、避難支援で市町村長が必要と認める事項などとなっています。

これらのことから、安心安全なまちづくりのためにも、町長が目指す笑顔あふれる新冠の実現のためにも、逃げ遅れによる犠牲者ゼロを目指し、この改正法をいち早く町民に周知させるべきと考えます。また、逃げ遅れを防止する個別避難計画の作成時の市町村は、全国で1割程度にとどまっています。今回、努力義務化されましたが、当町の現状はどうでしょうか。個別避難計画が未策定であるのなら、早急に作成すべきではないでしょうか。町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員の改正災害対策基本法についてお答えいたします。

まず、災害対策基本法の改正概要ですが、頻発する自然災害に対応して災害時における円滑、かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図ることを趣旨とし、市町村に関係することとして、3点ございます。

1点目は、避難勧告・避難指示の一本化であります。本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する方が多数発生したこと。また、避難勧告と指示の違いも十分に理解されていないといった課題に対応して、避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直したものです。2点目は、平成25年度に作成が義務化された避難行動要支援者名簿は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだもののいまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があり、その対応として避難行動要支援者の円滑、かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について市町村に作成を努力義務化したものです。3点目は、災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置、広域避難に係る居住者等の受け入れに関する規定の措置等として、災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置したものです。

ご質問の1点目の避難指示の一本化に対する住民周知であります。去る5月28日発行の町政事務委託文書により、周知チラシを全戸配布するとともに、町のホームページで同じ内容のものを掲載して周知を図っているところでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

ご質問の2点目の努力義務化された個別避難計画についてですが、この計画を実行性のあるものにするためには、地域住民の協力が必要不可欠であると考えております。既に、作成済の避難行動要支援者名簿に基づく避難支援につきましては、自治会・自主防災組織等の住民組織が中心となって行うものですが、個人情報取り扱いや責任の所在、地域や組織事情など現実的な課題や問題等もあろうかと思われまますので、まずは自治会等の意見や課題等を集約した上で、明らかになった事柄についての対応等を検討しなければならないと考えております。

いうまでもなく、計画は作ることが目的ではなく、実効性が担保されてこそ意味をなすものですので、そのことを念頭に置いて対応してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問ございますか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 町長の答弁で、周知徹底に関しましては広報紙を利用して行ったとありますけども、その広報誌を見ない町民が、話しをしますと結構いるようなので、広報紙を見なかった町民、またはホームページで検索できなかった町民に対しては、ある程度のフォローが必要と思うのですけども、その部分は先ほど町長がおっしゃいましたように、自治会単位で自治会の中で手を打つべきことと思うのですけども、そういった自治会の対応を含めた中で、地域防災会議というのをやっぱり頻繁に行うべきかと考えます。

また、個別避難計画の中で個人情報云々という部分がありましたけども、あくまでもこれは本人の同意が必要ということですから、本人の同意のもとであればそういった個人情報の問題もクリアできると思います。いずれにしても、町と自治会が連携を深め、強めた中で防災意識を向上させるのが一番の町民の安心安全のための行動かと思えます。自治会関係の部分ではやはり地域防災会議を頻繁に開くべきと考えますが、その部分での答弁お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 広報紙をご覧にならない方等の周知についてということでございますけど、これにつきましては地域担当者もございますので、そういった中でどういった周知の仕方ができるかどうか、自治会長さんも含め検討してまいりたいなど、またそれ以外に方法があるのであれば、それも検討してまいりたいなどというふうに考えてございます。また、当町には各種災害に対する協議会等もございますので、そういった面でどういった対応がいいのか、会議をもって頻繁にというふうなご質問でございますので、そういったことも視野に入れながら今の状態ではまずいのか、検証しながら検討してまいりたいなど

いうふうに思っております。

最後に、言われましたご質問の趣旨は私よく理解いたしますが、先の答弁でも申し上げましたように、個人保護法の観点から要支援避難者対象者のどこまでの範疇で開示の同意が得られ、どこまでの範疇で開示が可能なのか、いずれにいたしましても自治会の協力が大前提となりますことから課題、問題を共有しながら協議検討した上で、解決に向けて取り組んでまいると考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） それでは引き続き、但野裕之議員のヤングケアラーの発言を許可をいたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 引き続き、ヤングケアラーについて通告に従い、質問いたします。

大人に代わって家事や病気の家族の介護や世話を担う18歳未満の子どもヤングケアラー、国の調査が報告され注目が集まる一方、当事者の子ども自身が声を上げることは難しく、問題が表面化しにくいのが実態となっています。このヤングケアラーの支援を検討する厚生労働、文部科学省のプロジェクトチームは、5月17日に具体策を盛り込んだ報告書を公表しています。幼い兄弟の世話をしている子どもがいる家庭の家事や子育てを支援するほか、オンラインの相談体制を整備することなどを柱としています。国がヤングケアラーに特化した支援策を取りまとめたのは初めてのことで、厚生労働・文部科学省両省は今後2022年度予算概算要求へ関連事業費計上を目指すものとしています。

ヤングケアラーの支援を担当するプロジェクトチームが4月に公表した、昨年末から今年1月にかけて行った初の実態調査によりますと、中学2年生の約17人に1人、全日制高校に通う2年生の約24人に1人が世話をすると回答。対象の家族は兄弟が最も多く、中学2年生で6割、高校2年生で4割とのこと。この結果を受けプロジェクトチームは家事や子育てなど家庭支援のあり方を検討する方針を盛り込み、ケアをする子どもが気軽に話せる相談体制の整備を提示し、相談事業を行う自治体への補助も検討しようとしています。子ども食堂や介護事業にかかわる人たちの意見として、教育や福祉の垣根を越えた包括的な支援の必要性を訴える声もあります。

国は、一般的に大人が担うような家庭内のケアを日常的に行っている子どもをヤングケアラーと位置づけています。家庭内でのケアには家事、兄弟の世話、家族の介護などのほか、依存症などの問題を抱える家族への対応を含むとしています。このような状況から見て、当町にもヤングケアラーが潜在している可能性があるかと推察します。当町では、ヤングケアラーに関する調査が行われていないと思われ、詳細な実態は把握されていないものと考えますが、実態把握はできているのでしょうか。また、実態を把握し相談体制の構築を図るべきと考えますが、このような事例が見受けられた場合町民生活課、教育委員会で対応できる体制は取られているのでしょうか。相談体制の現状について伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からご質問のヤングケアラーについて、お答えいたします。

ヤングケアラーとは法令上の定義はございませんが、一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どもとされております。例えば、病弱な家族に代わり買い物、食事の支度、掃除、洗濯などの家事をすることや、幼い兄弟の世話をしていることなどがあげられます。この問題は年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の成長や教育に影響が出ることから、早急な解決が求められており、今年 3 月に厚生労働省と文部科学省の副大臣を議長とするヤングケアラーの支援に向けた連携プロジェクトチームが設置され、今後取り組むべき施策として福祉、介護、医療、教育分野等の関係機関が連携し、早期発見と適切な支援につなげるため、関係機関の専門職等への研修機会の推進、現状把握の推進、悩み相談に対する支援、さらには教育現場への支援などを取りまとめたことについて、承知しているところでございます。

以上のことを踏まえ、1 点目のご質問の詳細な実態の把握はできているのかについてでございますが、ヤングケアラーの社会的認知度はまだ低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことが難しいと言われており、また福祉、介護、医療、学校等、関係機関における研修等が十分とは言えない状況下であり、現状において詳細な実態把握は困難な一面もありますが、今後の課題として認識しているところでございます。

次に、2 点目のご質問の相談体制の現状はについてでございますが、今後国や道からさまざまな具体的な支援策が示され、地方自治体も対応して行くことになると思われますが、現状においても各学校で児童生徒一人一人に目を配り、虐待の疑いも含め子どもが抱えるさまざまな問題の早期発見及び未然防止に努めるとともに、悩みや不安をいつでも相談できるよう、電話や SNS 等による連絡先を記載した相談カードを児童生徒に配布するなどの対応を図っているところでございます。また、ヤングケアラー等の事案が発生した場合の対応については、当町に設置しています新冠町要保護児童対策地域協議会において、構成員である児童相談所・教育委員会・各小中学校・保健福祉課・町民生活課・静内警察署・静内保健所・民生委員児童委員協議会と協議・連携を図り、おのおののケースに応じた対応や関係機関との定期的な情報共有などを行っているところでございます。

当町においては、保健福祉部局と教育部局が日頃から情報交換及び情報共有を密に行っているところであり、今後におきましても各関係機関を含め、連携を図りながら子育てが応援されるまちづくりを目指し、取り進めてまいり所存でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問ございますか。

○5 番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

次に、氏家良美議員の大型公共施設の更新計画についての発言を許可いたします。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 議長より発言の許可を得ましたので通告に従い、大型公共施設の更新についてを伺います。

2期目の公約として大型の公共施設の更新が挙げられております。これは1期目においても懸念されていた案件であります。大型の投資、維持改修については町の将来を決めるといっても過言ではありません。町長の進める開かれた町政を進める上でも、住民への丁寧な説明が必要であると考えますので、投資の優先順位、住民周知の進め方について、2点お伺いいたします。

1点目、大型公共施設の更新として公約では診療所、恵寿荘、道の駅があります。また、小学校、中学校においても統合等について検討されているところでありますが、校舎の建てかえの必要性もあると考えます。これらの施設の更新をする場合、当然どれを先にするかということを検討することは限られた財源のことを考えても必要であると考えます。これらの公共施設の優先順位についてはどのように考えているのでしょうか。

2点目、大型投資をする場合は特に住民周知が必要であると考えます。現在、施設の優先順位や施設の必要性を検討するための検討材料は、議会にも町民にもほぼ提示されていないと感じております。令和元年6月の定例会における私の一般質問において、財政の見通しを含めた政策の説明などの情報公開について検討していただきたいとの質問に対して、町長は財政の明確化については私と同じ考えであり、議会、町民に向けて発信しながら進めていきたいとの答弁でありました。しかしながら、このような機会がない中、先行して道の駅の改修事業が進められている状況であると感じております。町の将来見据えた場合、公共施設の優先順位を決めるに当たり、町長の思いは当然大切ではありますが、その思いを町民に理解してもらうことはさらに大切であると考えます。そう考えた時に、財政推計等の検討材料の提示と、それを前提にした住民説明会等の実施が必要であると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員の大型公共施設の更新計画について、お答えいたします。

議員が言われるとおり国保診療所をはじめ、老朽化に伴う公共施設の更新や社会的ニーズ等に対応した施設のリニューアルなど、対処しなければならない公共施設が複数ございます。一方、町の将来を展望したとき、残念ながら人口がさらに減少することは避けては通れない現実と考えており、総合的情勢を見極めた行財政運営に努めながら、持続可能なまちづくりを構築しなければならないと考えておりますので、5月臨時会の所信で申し述べましたとおり、行財政改革を念頭に置き、取り組みを進めてまいります。

ご質問の1点目の優先順位についてですが、施設の老朽度合いや利用状況、現状及び課題等を整理するとともに、将来を展望した中での方向性や方針を見出し、その上で具体的な整備計画を策定することとなります。基本的な視点として、一つは町の使命である町民の生命と財産を守ること、医療や福祉、防災や教育など。二つ目は、地域経済の活性化で、地域産業の振興や観光、交流人口の拡大など。三つ目は、少子高齢化と人口減少問題への対応であります。町では、平成28年度に新冠町公共施設等総合管理計画を策定し、現在は公共施設個別計画を策定中で各施設の安全性、機能性、代替性等の観点から施設個々の修繕と改修の方向性を検討しております。特に、多額の財政出動を伴う大型事業については、役場庁内に課を横断する各種検討会議を立ち上げ取り組みを開始しており、国保診療所と老人ホーム恵寿荘については、医療・介護施設整備検討会議を、道の駅については新冠温泉の運営に関する将来展望の具体化と西泊津町有地の利活用を含む観光施設等整備検討会議を、加えて財政予測に基づくまちづくりと行財政改革の推進に向けた行財政安定化検討会議を設置しました。まずは、これらの検討会議で調査・協議・検討を進め、要所要所で議会への報告や協議を重ね、必要に応じて町民の皆さんにお知らせするとともに、パブリックコメントの実施を検討してまいります。しかしその一方で、時の流れとともに地方に対する情勢変化が生じてまいりますので、与えられた機会を逃さないための事業順位の変更がありますことご理解願います。また、この場合においても議会や町民に向けての手順は、先にも申し上げたとおり同様に取り進めてまいります。このような流れの中で、財政面を踏まえまして小中学校の整備も含め、最終的な優先順位を明確にいたしたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご質問の2点目の財政推計等の提示とそれを前提にした住民説明会等の実施についてですが、財政推計につきましては大型事業を進める上で必要不可欠であると判断しており、担当課へ作成を指示しておりますので今しばらくお待ちいただき、でき上がりましたら議会への説明と町民への公表を考えております。なお、町民の皆さんに対する説明につきましては町政懇談会の中でと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 氏家議員、再質問をございますか。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） ただいまの町長の答弁で、優先順位はこれから決めていくということ、理解いたしました。しかしながら、すべての公共施設を全部財政を考えた場合にできるかといったら、わからないところがあると思います。その中で、今道の駅が先行して事業化されているということにちょっと町長の思いとは違うのではないかというふうに思っております。いずれにしても10年以内に建てかえ、大規模改修が予定されるものについては、財政推計をもとにした検討材料の提示をしていただき、町民と考えて今後も優先順位を考えていただけるものと思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、令和元年度第2回定例会において、氏家良美議員の一般質問に対し、財政状況の明確化を図りながら事業を推進する旨の答弁内容承知しているところでございます。しかしながら、私は公共施設の建設や改築において、基礎地盤を知ることは、基本構想を立てる上で必要不可欠なものと判断してございますし、普遍性を有するものとも思っております。また、町民が利用する施設にあつては関係者や客観的立場の方など、多くの意見を参考に基本計画につなげることが大切とも考えてございます。そのような観点から、これまで一部の事業について現況を示した中で意見を伺う、あるいは将来的な事業を見据えた調査を行ったものでございます。しかし、これは優先して更新するというのではなく、あくまでも事業を進めるに当たって基礎調査という位置づけの中で、意見の聞き取りや調査をしたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。いずれにいたしましても、大きな財政支出を伴う公共施設の更新ですので、2期目に当たっての決意表明や所信表明でも述べましたように、将来を見据え協議検討を十分に行った上で推進していく所存でありますので、今は協議検討を行い、財政との調整を行おうとする段階にあり、先の答弁で申し上げましたように時間をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○4番（氏家良美君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、氏家議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の防災減災対策についての発言を許可いたします。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 議長より発言の許可をいただきましたので、防災減災対策について通告に従い、質問いたします。

近年、全国各地で自然災害が激甚化・頻発化しています。いつ起こるかわからない自然災害に対する備えが必要であります。昨年7月新冠町避難運営マニュアルを策定し、10月の津波を想定した避難訓練はコロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされました。本年3月には町職員による2回目の避難所開設実施訓練を行ったところであります。

被災地における女性の人権が、緊急課題として国においても国の防災基本計画の修正に盛り込まれたところであります。防災対策の分野への女性の配置の現状について、災害時対応力強化へ女性の視点やニーズ重視に関して、今後の方針についてお尋ねいたします。ハード整備だけではなく、防災対策に女性の視点をより反映させるため、当町における防災活動の中核となる女性防災リーダーの育成も不可欠であると思います。防災分野での女性が活躍することが必要であると考えます。また、被災者の目線に合わせた備えを行うことは極めて重要であり、そのためには避難場での授乳や着替えなどの問題など、きめ細やかな配慮の必要性に気付くことができる女性ならではの視点も生かしながら、よりきめ細やかな災害対策を進めていかなければなりません。地域防災会議の中で女性の声は反映されているのでしょうか。

昨年7月熊本県球磨村特別養護老人ホーム千寿園で入所者14名が犠牲になった豪雨災害から1年が経過しようとしています。建物の外へ避難が厳しい状況で、入所者を必死に守ろうとした姿とともに避難計画の不備も浮かび上がっております。避難準備・高齢者等の避難開始を出した7月3日午後5時、千寿園には10人以上の職員がおり、村からは電話もあったが職員には伝えられず普段どおり5名体制で夜勤に入り、午前4時50分に大雨特別警報が発令され、わずか2時間あまりの午前7時に浸水しています。球磨村によると千寿園がある場所は水防法改正に伴い、最大規模で深さ10から20メートルの浸水想定地域に入ったが、避難計画に浸水想定は盛り込まれず、年2回の避難誘導訓練でも河川の氾濫は想定されていなかった。避難情報が職員に伝えられなかったことを疑問視され、避難計画で決めた避難準備も生かされていないと指摘を受けております。災害は計画どおりにはいかないことがあると思います。しかしながら、訓練を重ねることで避難計画の精度を上げていく。また、避難に必要な人員や時間などを割り出し、検証しながら実効性を高める必要があると考えます。

福祉施設に必要な避難確保計画は要配慮利用施設に作成が義務付けされており、国が示す特別養護老人ホームの設備及び運営基準の第8条に、非常時災害に関する具体的な計画と関係機関への連携及び体制を整備し、定期的に職員に周知しなければならない。第8条の2項に定期的にその避難、救出、その他の必要な訓練を行わなければならないと定められております。予期せぬ災害に対して迅速な判断が必要であり、恵寿荘の避難計画及び避難訓練は万全なのでしょうか。公共施設の老朽化対策でありますけれども、今後町長の公約でもあります国保診療所、恵寿荘の改築は優先課題と認識しております。財源の根拠、内訳については今後説明があると思いますが、町民へ周知、理解の必要性を感じております。改築となりますと国庫補助金の活用や適切な予算の確保を期待します。適正な施設整備に取り組まれることを望みます。その上で、災害における洪水、津波の浸水想定される地域でありますので、公有財産の管理として防災減災の視点から質問いたしますけれども、国土強靱化対策が延長され、緊急防災減災対策事業債が令和7年まで延長されました。社会福祉法人等の福祉法人等における豪雨災害対策に対する補助金が見込まれることから、恵寿荘に防災減災の観点から電源設備の棚上げや止水板、防水扉、避難用エレベーターなどの対策強化が必要と考えます。また、当町には青年の家など老朽化している公共施設が幾つもありますが、緊急防災減災事業債に公共施設等の耐震化も含まれていることから、検討はされているのでしょうか。3点伺います。

質問の1点目、地域防災会議の意思決定の場に女性は何名いるのか。避難訓練や避難運営等について、女性の声十分に反映されているのか。2点目は、恵寿荘の避難計画、訓練やサポート体制は。3点目、国土強靱化対策について緊急防災・減災事業費補助金で恵寿荘の改築計画に豪雨対策補助金の活用をする考えは。また、公共施設の耐震化も含まれているが検討されている施設は。以上、町長の見解を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） まず、はじめに1点目のご質問、地域防災会議の意思決定の場に女性は何人いるのか。避難訓練や避難所運営について、女性の声が十分に反映されているのかについてお答えいたします。地域防災会議は災害対策基本法に基づいて都道府県や市区町村がそれぞれ設置し、その構成委員の多くは防災に関連する各公共機関などからの推薦で選ばれており、当町の委員も同様であります。現状といたしましては、各公共機関から選出される委員に女性がおらず、当町の防災会議の委員の中に女性がない状況となっております。一方、過去の震災等において着替えや授乳の場所がないなど、女性への配慮に欠けた避難所の事例が多くあったため、避難所運営に女性の視点を反映する体制が求められております。当町におきましても、避難所運営における女性のニーズの把握を行い、また女性視点の避難所運営の取り組みを行っている先進事例を取り入れるなどしながら、女性が安心して避難できる避難所環境を構築してまいりたいと存じます。

次に2点目のご質問、恵寿荘の避難計画訓練やサポート体制はどうかについてお答えいたします。近年の頻発化、激甚化する災害において、高齢者施設が被災する事例が増加しており、令和2年7月豪雨により熊本県球磨村の特別養護老人ホーム千寿園が被災し、多くの入所者が亡くなられたのは記憶に新しいところでございます。当町の特別養護老人ホーム恵寿荘におきましては、新冠町地域防災計画に登載の社会福祉施設等における対策の事項に基づいた、災害時の避難確保対策及び町の防災避難訓練にあわせた避難訓練を実施し、災害時において入所者を守る取り組みを行っているところであります。また、サポート体制についてでございますが、休日及び夜間における大津波警報発令時の初動体制において、本町及び中央町在住の町職員約40名が恵寿荘に直行し、入所者の国保診療所2階への避難援助を行うこととしております。また、共同生活施設「あいあい荘」及びグループホーム「ゆーあい天馬」に入居されている方については、公用車による指定避難所への避難サポートを行っております。なお、恵寿荘においては寝たきりの高齢者が多く、避難に時間と人手を要することから、入所者の避難体制の確立に向け、平常時において施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確にし、入所者の避難誘導体制に配慮した組織体制の確保に努めてまいりたいと存じます。

最後に、3点目のご質問、恵寿荘の改築計画に豪雨災害対策補助金を活用する考えは。また、公共施設等の耐震化も対象にふくまれるが検討されている施設はについて、お答えいたします。政府は令和2年度で期限を迎える強さとしなやかさを備えた国民生活の実現を図ることを目指す国土強靱化緊急対策について、5年の期間延長と15兆円の予算の積み増しを行う防災・減災・国土強靱化のための5カ年加速化対策を閣議決定しております。その加速化対策事業におけるメニューにおいて、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策として、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の耐災害性強化対策やその他公共施設等の耐震化による地震対策が対象とされております。しかしながら、現在、当町には議員ご提言の特別養護老人ホーム恵寿荘のほか、老朽化に伴い更新が必要な施設が複

数ございますので、各施設の現状を整理し将来を展望した中での方向性や方針を見出した上、優先順位を決定し有利な財源の確保に努めながら具体的な整備計画を策定していきたいと存じますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 酒井議員、再質問ございますか。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 引き続き再質問いたします。東日本大震災では女性のための支援に与えられた声に女性特有の健康問題に対する情報提供の少なさや、清潔維持の困難、ニーズに合わせた物資不足などの課題があったということでした。避難持ち出し品としてはバックに入れられるものに、ライフサイクルによって必要なものが変わるなどで、男性に気づかないことが多くあると思います。女性の防災への参加を促すとともに、避難所運営に関してストレス軽減やプライバシー保護を目的として、より一層のきめ細やかな災害への備えを促進することが必要であり、女性視点の防災ハンドブックの作成が必要であると考えます。この女性視点の防災ハンドブックは、女性の支援を行う時に男性の理解を求めていただけるように、避難所にも配備を合わせて要望いたします。改めて見解を伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

女性に限らず情報発信することで理解も深まり、不足すると思われる物資等についても、町民レベルで準備いただけるきっかけになればと考えているところでございます。いずれにいたしましても、ご提言の趣旨は大変重要なことととらえておりますので、関係機関や各部署とも協議検討し、実施に向け取り組んでまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○8番（酒井益幸君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。

次に、長浜謙太郎議員の手話言語の普及啓発によるホスピタリティの向上についての発言を許可いたします。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 議長より発言の許可をいただきましたので通告に従い、手話言語の普及啓発によるホスピタリティの向上について、一般質問をいたします。

最近テレビのニュース、記者会見やプレゼンテーションなどの各種情報発信の場面において、コロナ禍によりマスク着用が常態化し、口の動きや表情が見えにくくなったこともあってか、手話言語を用いての情報伝達が以前にも増して見受けられるようになったと実感いたします。手話言語の普及により改めてその重要性和認識は高まってきており、北海道では平成30年4月に手話が言語であるとの認識に基づき、手話普及のための施策の基本方針等を定めた手話言語条例を施行し、令和2年8月時点で道府県や市町村など、計357の自治体で同様の条例が制定されており、仮称手話言語法の制定に向けた意見書が提

出される動きも活発になってきております。聞こえない、聞こえにくい乳幼児が獲得する言語として、またろう者が日常生活や職場などで自由に使える言語として、ハード面ではなく、ソフト面でのバリアフリー化を進め、市は現行が音声言語と対等に使える制度と環境をつくるのが肝要であり、手話言語の理解と浸透を図ること、通訳者をふやすこと、これらに取り組むことで手話言語をとおした共生社会の実現につながります。

当町では、コミュニケーション支援事業として聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に手話通訳等の方法により、障がい者とその他のものの意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う事業に取り組んでおりますが、要請があった際に外部に委託して派遣する方法であり、派遣区域は町内とし、宿泊を伴う派遣はできないとなっております。目下、手話通訳に対応できる職員はいないようであり、また町独自で手話通訳者を育成するというような状況にはなっていないとも伺っております。学び直しやリカレント教育という言葉も耳になじんできた昨今、職員はもとより、意欲のある町民に対して資格取得の後押しとなるような通訳士養成講座の受講における受験費用や交通費等の経費の助成を行う。学校教育では教科として学ぶ授業への取り入れ。社会教育においては、講習会の開催や生涯学習講座を開設。こういったことはさらなる理解と浸透を促します。

ホスピタリティとは思いやり。ホスピタリティはサービスとは違い、命じられた仕事として行うものではありません。単に対価に見合ったサービスの提供をするのではなく、相手の立場に立って物事を考え、さらに深いニーズにこたえて相手を喜ばせます。サービスがホスピタリティに変わるには、誰にでも等しく行うサービスにプラスして、一人一人に合った気配りや思いやりを示し、相手の満足や感動を得る姿勢が必要になります。条例の提案や意見書の提出は地方自治法により議員発議としての権利が認められておりますが、しっかりと調査した上で行うべきものであり、まずは当町の実態把握した上で検討し、行動に移すべきものとも考えます。

当町において、行政をはじめ民間企業や学校、家庭など広く手話言語への理解が深まることはホスピタリティの向上につながると考え、当町での手話言語の普及に向けた考え方と学ぶ機会の創出についての見解を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員からご質問の手話言語の普及啓発によるホスピタリティの向上についてお答えいたします。

はじめに、当町の障がい者施策についてふれさせていただきますが、町では障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を3年間隔にて策定しておりまして、計画の基本には障がいのある人もない人も、ともに安心して暮らせるまちづくりを目標に設定するとともに、基本理念として自己決定の尊重と意思決定の支援を軸に、共生社会の実現を目指すことをはじめ、サービス提供体制の確立や障がい児の健や

かな育成のための発達支援、福祉人材確保などを掲げており、各種福祉施策を展開しているところでございます。議員ご指摘のように聴覚、言語、音声機能などに障がいのある方に対しては、意思疎通を図るための手段として、北海道ろうあ連盟へ委託して手話通訳者の派遣事業を行っております。利用対象者は町民をはじめ、団体等に対するもので、宿泊を伴わない北海道内としてございます。これまでの派遣実績は、過去5年間では2件の利用状況で、町内観光における利用や講演会受講の際の利用となっております。一方で、令和3年4月1日現在における障害者手帳保持者のうち聴覚、言語、音声機能等の障害に該当される方は18名おりまして、そのうち9割は65歳以上の高齢者で、意思疎通手段として手話を活用される方はおらず、残り1割の若年層の方も同様であり、町内における手話の活用ニーズは高くない状況でございます。

質問にありますように、情報発信場面における手話言語の増加につきましては、平成28年度に公布された障害者差別解消法により、障がいのある方に対する合理的配慮義務が行政機関や事業者へ課せられておりますことから、テレビ報道などで見られるとおり恒常化されてきておりますが、当町の場合を想定しますと活用機会は限定的になると考えます。また、障がいのある方に対する理解の普及についてでございますが、町といたしましても若い世代から障がいに対する理解を深める必要性を認識しており、その一つの取り組みとして小学校の総合学習を活用し、高齢者や障がい者の疑似体験を行うなど、理解を深める取り組みも実施しているところでございます。

次に、資格取得に対する助成制度につきましては、支援対象者の数とその資格や技術活用の頻度などを考慮する必要も感じており、総合的な判断を要するものと認識しております。しかし、手話言語に興味を持っていただき、手話の習得を望む方々に学習の場を提供することは必要と考えますので、教育委員会とも連携して検討してまいります。手話言語の普及啓発によるホスピタリティの向上につきましては、障がい者に対する施策全体において重要な視点でもありますので、手話の活用機会や必要とされる方々への確認などを調査した上で、判断してまいりたいと存じますのでご理解願います。

○議長（荒木正光君） 長浜議員、再質問ございますか。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 答弁ありがとうございます。当町の過去の利用実績と利用ニーズを含め、決して高くはない活用の機会は、限定的であるというような実情ご理解いたしました。今後、当町において必要に迫られるようなケースが発生する場合はもちろん、手話言語が身近なものとして実感し、その理解についての機運が高まる可能性は大いにあると思います。その場合には、先ほど町長もおっしゃられましたが、部局を超えた調整、そして社会福祉協議会などの外部組織との連携による対応が重要とも考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜議員の再質問にお答えいたします。

繰り返しの答弁となりますことをお許し願いたいというふうに思います。必要とされる方々のニーズの確認の上、資格取得に対する助成制度の検討を進めてまいりたいと考えてございますし、それまでの間につきましては教育委員会と連携し、学習の場の提供を考えていきたいと存じます。また、社会福祉協議会におきましては、ボランティアとしての位置づけになろうかと思われませんが、資格取得やその後の活動に対する支援を行う体制を整備してございますので、それらの情報周知を通じた中で普及に努めてまいりたいと考えてございます。いずれにいたしましても、他の障がい者施策との整合性も図りながら取り進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（荒木正光君） 長浜議員、再々質問ございますか。

○7番（長浜謙太郎君） ありません。

◎日程第3 議案第25号

○議長（荒木正光君） 日程第3、議案第25号 令和3年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いをいたします。

議案書の事項別明細書13ページをお開きください。並びに6月補正予算説明資料の1ページをお開きください。

歳出の1款議会費から質疑に入ります。1項議会費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、2款総務費に入ります。議案書の14ページから15ページ、1項総務管理費、説明資料2ページから5ページ、ありませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） ここに日本ハムファイターズの応援ツアーというのですか、入ると思うのですけどいいですね。この日本ハム応援ツアーですけれども、新冠町においては日本ハムが北海道来たと同時にファンクラブを立ち上げて、人数はそう多いとは言えませんが活動もずっと続けてきたわけでありまして。いわゆる年1回バスツアーでの応援ということでありましてけれども、たくさんの方が参加していただいております。今回は町が主催ということになるわけでありまして、民間の主催の場合にはそれぞれ負担金もいただいていたところでありましてけれども、チケット代あるいはバス代等についての考え方はどうなのか。あるいは、毎年1回でありますけれども、それについても年1回は考えているのか。私は2回ぐらい計画した方がいいかなというふうに思っているわけでありましてけれども、その点について伺います。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 応援バスツアーの関係ということでお答えさせていただきます。

すが、今年度町の主催分につきましては町の負担の中で実施させていただきたいというふうに考えておまして、また日本ハムファイターズのクラブにつきましては、そちらの方の活動はまだ把握してございませんが、それぞれ調整をとりながら実施していきたいと思っております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 経費というか、個人負担等について今から考えると、そういうことですか。個人負担については取ってほしくないなというふうに考えて質問したのですが、ちょっと違いましたか。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 参加者負担としましては入場料の2分の1を参加者の方に負担していただくということでファイターズ側との協議が整っております。金額で申し上げますと、2,100円が1人の入場料の負担になることとなりますが、ただ今後新冠町のファイターズのファンクラブとの合同開催等をするなどの調整を行うことによりまして、できる限り参加者の負担を軽減させた中で実施したいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

芳住議員。

○10番（芳住革二君） 14ページの財産管理費の中で、委託料で西泊津の町有地売買ということで、測量業務委託が上っているわけですけども、この町有地の売買の目的、あるいは場所、それを明細に教えて欲しいと思います。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） お答えします。場所につきましては東泊津の地区になります。その中で対象となる部分の牧場の方に、1件町の土地を1部貸し付けしている場所もございます。それを含めましてこのたび町有地の部分があることが発生しまして、先般相手から個人的に測量したときに、その町有地が1部あったことから、その辺も現地も確認しまして、現状としましては用悪水路的な部分もありますけども、現状としては町としてはそういう施設も存在してなくて、あわせてこのたびその民間が行われております測量もあわせると安価になることもありましたので、双方協議しましてこのたびやることによって売り払う部分も含めて今回測量費、個人からの負担もいただくという形で面積等今後確定させていただきまして、売り払いの手続きを今後進めたいという場所になります。ちなみに固有名詞はすいません。これは差し控えさせていただきます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかはございませんか。総務管理費、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の16ページ、2項徴税费、ありませ

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の同ページ、3項戸籍住民基本台帳費、説明資料6ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の17ページ、4項選挙費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、18ページ、5項統計調査費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、3款民生費に入ります。議案書の19ページから21ページ、1項社会福祉費、説明資料7ページから13ページ。

武田議員。

○1番(武田修一君) 多機能型交流施設についてお伺いをいたします。節でいうと12、14、17節になります。説明ですとこの建物は木造主体ということで、恐らく地元業者がかかわるのだと思いますけども、どれぐらいかかわるのか。100%地元業者ということになるのかお伺いします。

○議長(荒木正光君) 坂東町民生活課長。

○町民生活課長(坂東桂治君) お答えいたします。まだ具体的な協議というのは進めてないわけでございます。この本予算が議決されたのち、副町長を委員長とした建設工事等指名選考委員会というのが開催されまして、その中で審議され決定されるということで、まだ地元業者に工事をしてもらうのだとかというのは、現時点ではまだ未定でございます。

○議長(荒木正光君) 武田議員。

○1番(武田修一君) 内容についてももう少しお伺いします。例年行われているイチャルパであるとか、民族舞踊の練習にも使用されるというふうに伺いましたけども、ほかに想定される内容についてわかるものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長(荒木正光君) 坂東町民生活課長。

○町民生活課長(坂東桂治君) 施設の利用についてということでお答えさせていただきます。まず、主には生活館でございますので、生活館としての貸し館があります。そして、アイヌの方の協会の役員会、先ほど議員おっしゃられたように民族舞踊の稽古、アイヌ等の講習会、伝統的工芸品の作成、そしてイチャルパ供養祭などで使用することになります。さらになんですが、郷土資料館の事業で開催されている判官館地内にまつわるアイヌ民族の伝説と遺跡めぐりだとか、さらには学校行事などでも利用していただけるように呼びかけていきたいというふうに考えております。町民はもとより、ほかの町の方にもぜひ建物の中を見ていただきたいと思っていますので、そういった方たちに見てもらえるような新冠アイヌ協会の方や新冠民族、文化保存会の方が制作した伝統的工芸品などをお見せできる展示スペースなども設けておりますので、そういった中でアイヌ文化にふれて感じてい

ただきますようアイヌ協会の方々とともに、こういった形で皆さんにお見せすることができるのか、これから相談協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○1番（武田修一君） 今の説明の中にも一部ありましたけども、森林公園内に位置するという事は、町内外の人たちが自由に出入りすることができるのかどうか。それは季節だとか通常日常とちょっとかかわりがあるので、まだはっきりとわからないかもしれませんが、どういう考えなのか。もう1つは、そこに管理人置くのかどうか、そこも含めてお願いします。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 具体的にどういうふうな対応をしていくかというのは、これからアイヌ協会の方も交えて検討していくことになると思うのですが、せっかくできる施設なので、判官館の公園にいらした方にも見ていただけるような、そのように立ち寄っていただけるような仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（荒木正光君） ほか、社会福祉費。

酒井議員

○8番（酒井益幸君） 先ほど同じところで多機能型交流施設について質疑させていただきます。町負担でこのたび財政が4,960万ということで、8割が国費ということで、町費が2割ということでありますけれども、これの起債充当ということで資料に書いていますけれども、償還期間と項目を教えてくださいというのが1点。それから、この施設は停電に対する備えも必要かというふうに、避難所としても活用するという委員会で説明もありましたけれども、自家発電の設備はどうなのか。それから3つ目、先ほど生活館としての機能を持たせるという答弁ありましたけれども、今後維持する上で町内の生活館の削減はあるのかどうかについて質疑いたします。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 起債はどのような起債充当するのかと、あと償還期間ということで、起債は過疎債を充当したいというふうに考えております。また、償還期間なので、6ページでお示ししているように、12年以内として据置き3年ということで考えております。次に、避難所の停電時の電源についてというご質問でございました。あの建物は停電時のために備え電源を発電機から取り込めるという設計にしております。それと、発電機については現在この事業で購入することができるように、国のアイヌ総合政策室と現在協議中でございますという答弁になります。それと生活館のことでございます。昨年9月の全員協議会でも説明させていただいたのですが、町内に生活館は11館あります。国の方からはこの11館という数は、維持または減らさないといけないということで、このたび1館ふえるわけですから、1館どこか減じなければならないということで、今関係機関含めていろいろ協議中であるということでございます。以上でございます。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の 22 ページ、2 項児童福祉費、説明資料 14 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、4 款衛生費に入ります。議案書の 23 ページから 24 ページ、1 項保健衛生費、説明資料 15 ページから 20 ページ。

酒井議員。

○8 番(酒井益幸君) 予防費についてコロナウイルス、資料の 15 ページ新型コロナウイルス感染症予防接種事業について伺います。まず、これ国の事業でありますけれども、当町におきまして今 65 歳以上まで接種を進めていますけれども、当町において接種率の目標があるのかどうなのかというのが 1 点と、2 点目は 75 歳以上と 65 歳以上の現状の接種率は。それと 3 点目、副反応についてはどういった症状が出ているのかについて伺います。

○議長(荒木正光君) 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長(鷹嘴寧君) ご質問 1 点目の接種率目標についてでございます。当町につきましては 100% でみてございます。ワクチンの確保数 100% ということで、全員に打てるその確保ということでやっております。75、65 ということで、現在詳細まで細かくは抑えていないのですが、65 歳以上ということで含めると、現在 14% ほど 2 回目の接種が終わった方です。町民の 14% ほどになるということです。これ今町民に対してでございます。高齢者が大体 1,800 人ございますので、39% 程度になろうかというふうに存じます。それから副反応でございますが、いろいろな副反応ということで、最大は接種後 30 分以内などに起こるアナフィラキシーショックという部分がございますが、現在のところ 1 名の方がアナフィラキシーショックを起こして、会場から国保診療所の方に移動して処置を行ったというのが 1 件あったというふうに抑えてございます。その後はもう順調に回復され、退院されているということでございます。以上です。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の 24 ページ、3 項水道費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、5 款農林水産業費に入ります。議案書の 25 ページから 27 ページ、1 項農業費、説明資料 21 ページから 22 ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の 28 ページ、2 項林業費、説明資料 23 ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の 29 ページ、3 項水産業費、説明資

料はございません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、6款商工費に入ります。議案書の30ページから31ページ、1項商工費、説明資料24ページから30ページ、ありませんか。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） プレミアム商品券発行事業についてお尋ねします。前回、これもコロナ補助金を使いましてプレミアム商品券事業を行ったわけでありましてけれども、その時に町民はどこでも使えるという認識をしておいたそうでもあります。一部の地域で使用できない店舗があったそうでもありますけれども、この事業は商工会が主体であると思いますけれども、その点についてやはりこれは新冠町という名前がついている以上は、やはり全事業所が対象にするべきではないのかというふうに思っておりますけれども、見解について伺います。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 前は、町内の68事業所で使用が可能でございました。この中にはすべてが、町内の事業所すべてが含まれていなかったということですが、事業者の方々のいろいろな考え方があったかと思えます。で、この事業は商工会の方に事業実施主体としてお願いしてございますので、その辺の調整につきましては商工会さんの方に預けさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 同じくプレミアム商品券についてお尋ねします。前回の同事業を精査検証した結果、買い求めやすくするために今回プレミアム商品券を額面半額の7,500円分で発行するものと推察します。販売率100%となっておりますが、前回1次分では約半分が売れ残り、二次分として完売しております。町民の半分がこの恩恵を受けられなかった結果となっております。このことは、公平公正に欠けるものと思えます。地域振興券になれば全世帯へ配布されますので公平性が保たれるのではないのでしょうか。また、持ち出し分の金額がなく支援額は少なくなりますが、商工振興の目的は達成されると思えます。また、定住移住などで町内で買い物したことがない町民が地域振興券を手にする事で、町内で買い物をする唯一の機会となります。これを機に町内消費が始まり、お店の接客次第では商業活性化にもつながるものと考えます。今回私の意見を述べましたけれども、反対討論するつもりはありません。次回またこのような機会があれば、その場で前段で一般質問等で質疑をしたいと思えますが、今回の同事業の精査検証結果の説明と地域振興券を選択しなかった理由の説明を求めます。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 若干前回の一次販売と二次販売の部分説明させていただきたいと思っております。前は一次販売、二次販売と販売してございまして、一次販売

のときには1人2冊まで、2万円までとして販売してございまして、この2冊というのはすべての町民に行きわたる冊数として設定したものでございます。この時は地区の郵便局も含めて求めやすい販売箇所として郵便局を設定してやった。つまり、その時にはすべての町民の方に購入できるチャンスを、機会を与えた中で一次販売をしたということでございまして、これは平成27年に同様の事業をした際に買占めのような現象が起きたこと、この反省に基づいて一次販売の計画をしたものでございます。ある意味、町民の方に公平にチャンス、機会を提供させていただいたという部分で、但野議員のおっしゃるとおり、公平性を目指すという部分については、町としても一定の検討をしたというふうに考えてございまして、一次販売はそのような趣旨でやったものですから、当然完売はしなかったことございまして、これは売れ残ったという表現になるのかちょっとそれはわからないのですが、当初から一次販売では完売は目指してなかったということだけは、ご理解いただきたいと思います。二次販売に移りまして、その際には1人10冊までという制限を拡大しましたので、その時は申し込みが多くなりました。殺到しました。その結果として傾斜販売ということで完売に至ったということにございますので、前回販売中にも公平性を目指したという部分はあったというふうに考えてございます。それと、但野議員がおっしゃった検証という部分、これにつきましてはどうしても事業所側からの数値の拾いあげになってしまうことまずご理解いただきたいと思います。発行総額8,325万円は完売したということはそのとおりございまして、そのうち使用された金額が8,388万8,000円、使用されなかった金額を申し上げた方が早いのですが、それが6万2,000円でした。62枚が未使用だったと。執行率は99.925%、事業のおおよそ100%の趣旨が徹底されたのではないかなというふうに考えてございます。ただ、この8,388万円がすべて生みだされた消費だったとは考えてございせんが、一定程度の町内消費が発生したのではないかなというふうに考えてございます。先ほど酒井議員のときに申し上げたとおり、68事業所で使用が可能ですが、このうち65の小売店、あるいは事業所でこちら側が使用されてございます。1店舗平均にしますと127万9,000円になるかと思えます。そして、100万以上使用があった店舗については21店舗、個々の小売店名は申し上げることはできないのですが、それなりに事業所、地域経済の活性化にはなったのではないかなとふうに考えてございまして、検証というのは但野議員の求められている検証というのはこれではないのかもしれないのですが、課としてはこのような検証してございます。そして、地域振興券とプレミアム商品券、こちらの判断基準というのはなかなか難しいと思います。ただ、地域振興券もプレミアム商品券も町内だけで使用できる商品券であることには変わりませんので、そのことについては但野議員おっしゃったとおり、地域の商業の活性化には両方ともつながるかと思えます。ただ、双方そういったメリットがある反面、地域振興券はすべての町民に一定額の振興券を配布する事業ですから、負担を伴わず消費に回る、つまりこちらは生活支援、町民の生活支援の趣旨がほとんど大きい、強いかと思えますが、今回町が行ったのはプレミアム商品券、こちらは希望する方が一定程度の負担を負った中で、プレミアム分を

付加した商品券を購入していただきまして、地域での消費に回していただくという地域経済の下支えのような目的の違いがこうありますので、そのときどきの社会情勢や地域の情勢を見ながらこれは選択していくものだと思います。今回町としましては、商業が疲弊しているコロナ禍にあったものですから、プレミアム商品券の事業を選択させていただいたというのがこれまでの経緯です。よろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 補正予算書でいうと31ページ、委託料の新冠温泉指定管理料。（「まだいってないだろ。」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） っていますよ、いいですよ。

○4番（氏家良美君） 説明資料でいうと27ページになります。3点あります。まず1点目は、説明資料の今後の取り組みについてのところですよ。コロナ禍に対応した経営改革を求めるとともに、指定管理契約内容の見直し等も検討するとあります。この温泉部分についての指定管理料については、町民の福祉ということも考えて十分手当てされているのではないかと私は認識しております。その反面、物品、料理部門、宿泊部門についてはその会社の収益の部分だと思います。指定管理料の内容の検討ということは、この収益の部分についての赤字を埋めるための指定管理料の改定を考えているのかということをお聞きします。2点目ですが、昨年10月に策定された経営健全化方針です。コロナ禍の中、計画どおりに進まなかった結果であると思います。今年度の予算は黒字を予定しているようですが、今年度もコロナ禍の影響ということが懸念され、赤字ということも考えられます。指定管理料追加支払いをするに当たり、新たにコロナ禍に対応した経営健全化方針を策定する考えはあるのでしょうか。3点目です。町内にもコロナの影響を受けている事業者があると思います。その事業者には赤字額を補てんするという支援制度は設けておりません。同じ民間事業者であり公平性に欠けると感じますが、その点についてはどのように検討され、今回の指定管理料追加支払いに至ったのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） まず、1点目の指定管理料赤字補てんという形で今後支出する可能性はあるのかといった質問だったと思います。この点につきましては、そのようなことはまだ考えてございません。経営健全化計画を新たに策定する予定はあるのかということだったので、これは経営の状況あるいは議員もおっしゃったとおり、コロナ禍の社会情勢によって必要があれば、その都度見直し等繰り返していかなければならないことだという考えでございます。最後に、公平性という部分かと思えます。新冠温泉ホテルヒルズにつきましては町内唯一の温泉宿泊施設ということがまずあります。町内の観光施策の中心的な核となる施設だと考えてございまして、ここから派生するまちづくり事業も多々あるかと思えます。そういった意味で、まずこの施設の運営を維持してかなければならないというのも行政の役割というふうにご考えてございます。また、設立にあたって現在

の体制を設立の基本と来てきたという、基本としてやってきたという町としての責任はあるかと思しますので、そういったことを勘案しましてこのような今回の支援に至っております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 町の財産である出資金についてどのように運用されているかということ調査できないという現状の制度では、大切な町の財産を守ることは難しいと感じております。ほかの第三セクター含めて、現行の状態を続けるかどうかというのは、この補正予算の審議では回答を得ることはできないと思しますので、また違う場面で議論したいと思っております。しかしながら、今回の指定管理料の支払いについては特例であると認識しているところですが、今回のような場合でも調査できず、正当なものかについて、検討することが困難であると感じております。今回のような支援が適当であるかについて検討することや町の財産である出資金を守るために経営状況の点検、評価を行うことのできる外部の専門家や議員を委員とする第三セクターの点検評価委員会などの組織を設置することも必要ではないかと思っておりますが、今回追加の指定管理料支払うにあたり、検討されたことはあるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 第三者委員会の設立を現状これまで検討したということはないというふうに思います。ただ、運営委員会というのを設置してございまして、その運営委員会の中で経営の客観的な意見を述べる機会等を設けてございまして、これは氏家議員が求めている趣旨と違うかもしれませんが、第三者的な目線を見た意見の具申といった場面は、それは設けてございましてご理解ください。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 答弁は企画課長申し上げたとおりでありますけれども、そもそも温泉保養施設の建設をし、第三セクターを設立をしてこれまできた。これを行ってきたのは町であります。そこに筆頭株主としての位置づけの中で出資をさせていただきながらそれを運営してきたということでもありますから、今議員がご指摘ありましたような経営状況の確認、あるいは是正に関する指摘のやりとりというのは、そもそもは町の責任において、筆頭株主の役割としてはたしてきちっとしていかなければいけなかったことなのだろうと、こういう状況になった時に我々が過去に振り返って、反省をして次に向かおうとするとすれば、そういうところから始めなければいけないというふうに思います。議会としてそういったことの検証や確認ができるのかできないのかということについては、行政の立場から何とも申し上げられませんけれども、関係的に町の出資しているという部分からいきますと、そういったことの調査ができない環境ということではないのではないかなというふうに思っております。今後、課長から申し上げましたように、この3,000万円の補てんを通じまして、そういったことも含めて将来展望をお示しさせていただくという

お約束もしておりますので、そういう中でそういう検証の機関、機能というものもしっかり機能させていく仕組みを考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

武田議員。

○1番（武田修一君） 先ほども質疑にありましたけども、この指定管理料についても同じ仕切りになります。指定管理にはこれでいいのかという話にもいずれなっていくのではないかなというふうにも思いますけど、そのあたりのご見解をお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 今の副町長の答弁では駄目ですか。

○1番（武田修一君） ちょっと違います。

（「何事か」飛ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 株式会社としてどう収益体制を図っていくのか、これは株式会社の中でお決めいただくことであります。私どもは筆頭株主としての立場で、そのヒルズの経営方針について確認をさせていただいたり、あるいは支援をさせていただいたりというようなことになろうかというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） いろいろご心配、議員の皆さんにはご心配をいただいているというふうに理解いたします。そういった中で今副町長、企画課長が言ったことと重複いたしますけども、私としての立場からも一言言わせていただきたいなというふうに思っております。私は、副町長申し上げましたように、新冠ヒルズの設立目的とした当町観光資源の中心的役割、雇用の創出、地域経済の循環などを願った町民の声を町長として投資してまいりました。また、国や道の提言にもあるように、ポストコロナを見据えた地域経済と観光等の底上げを図る上でも、本施設は乗馬クラブやパークゴルフ場との有効活用及び西泊津町有地の利活用面からも必須の施設と考えているところでございます。これらのことから、就任以来ファンド撤退後のこの3年間会社の立て直しは可能との判断から、役員並びに関係者の皆さんと協議を重ね、設備改修をはじめ、懸命に経営改善に努めさせてきたところでございます。しかしながら、皆様もご承知のように、一波から四波までにも及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響はいかんともしがたく、赤字経営が続き経営改善には至ってはございません。私は、この事実は事実として受けとめますが、改善傾向が見られるたび訪れた4度の影響は、災害に準ずるかそれ以上のものと思っております。したがって、令和2年度の赤字分につきましては、株式会社新冠ヒルズから要請のあった基本協定30条の不可抗力に当たるものとして、また第三セクターの設立趣旨や筆頭株主の立場などもかんがみて、支援すべきものと判断に至ったことから、純然たるレストラン部門の運営支援として3,000万を第3次コロナ対策臨時交付金の中で本定例会に提案したものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、施設建設から現在に至るまでの間、集約につながる設備投資がなされていない実態や新型コロナウイルス感染症の影響な

どを踏まえた上で、現状における赤字状況を真摯に受けとめまして、今後の新冠ヒルズのあり方については先も申し上げましたとおり、コロナ禍4波のさなかの難しい状況にはありますが、関係方面との協議調整を図り新冠町長としての立ち位置からできる限り早く方向性を示してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

中川議員。

○2番（中川信幸君） 第三セクターのことについては、非常に皆さんそれ経営の中身まで質問しているようですが、それはできないということで私も実際中身までいろいろ株主のことやいろいろ聞きたいのだけど、それは自重しなきゃならないというふうに判断しているのですが、議長その辺の交通整理きちっとしていただきたいなど。それと、この3,000万円については運転資金ということで、こないだ企画課長が説明したように、12月末まできちっとした方針を出すということなので、それまでの資金手当ては心配ないという理解でよろしいのか、その1点だけお願いします。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 中川議員おっしゃったとおり、こちらの3,000万運転資金でございます。今回の3,000万の必要額の協議を運営側と協議した際には、昨年度のコロナ禍という最悪の経営環境の中もう一度想定して、つまり最悪の状況を想定した中でこの金額を支援ということに至っておりますので大丈夫というふうに、よほどの社会悪が起きない限り大丈夫だというふうに確認してございます。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

芳住議員。

○10番（芳住革二君） 観光費の委託料の中でお聞きしたいのですが、実施設計業務委託の中でホロシリの研修施設を建てたいということなのですが、これの目的とどういう内容で使用するかをお聞きしたいのですが。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） ホロシリ乗馬クラブの研修棟の実施設計委託料になってございまして、こちらは団体あるいは学生の乗馬団体等がホロシリ乗馬クラブを使用した際、あるいは研修、競技した際に、その利用した学生あるいは利用者の方々が座学といったような研修をする場が必要だということでございますので、そのような利用を想定してございます。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○10番（芳住革二君） この研修は宿泊施設を目的にしてきているかしてないか聞きたいのですが。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 現在のところ運営側と協議しているところですが、今のところ

ろそこのところは定まってございませんので、宿泊を目的としているということで、今実施設を進めるということではございません。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○10番（芳住革二君） 前の研修施設ということで、大学生やそういう乗馬クラブが来た時には宿泊を含めた施設をつくったわけです。全くそれとは違うということで、あくまでも研修だけということなのですか。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 基本的には、現状節婦に位置していたときには2階の和室を活用しながら学生が合宿をしたり、あるいは馬房のお手伝いをさせていただいたりということがあったようでございます。新しい施設になってそのものがどう変更できるのか、例えば近隣に温泉施設もございますので、そういった分の施設を利用しながら、そういったものを保管することができるということは相手方ときちっと調整も図りながら、ただ今宿泊施設という表現でありましたけれども、そういう機能を設けるにしても、過度な宿泊機能を持たすような考えは基本的にはもってございません。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○10番（芳住革二君） 14番工事請負費の中で、新冠温泉レストランスカイデッキ設置工事ということでもありますけども、恐らく前に露天風呂を造った場所でないかなというふうに記憶しているのですが、それで間違いはないかということと、その部分でサービスを行うということなのですか、結果的にその飲食物を出すわけですが、その中には厨房施設みたいなものがあるのかなのか。それと、これはでき上がった時点で開業していく、それからそのサービス内容をお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） まず設置箇所につきましてはレストラン前面というふうに、レストラン前面でございます。露天風呂の方とはちょっと距離があります。レストラン前面海側の方でございます、そちらをテラススペースにしたいというふうに考えてございます。利用形態としましては、厨房はレストランから物を運べる位置関係にあります。それで利用につきましては、観光協会が計画しているウエディングといった事業展開にも利用したいということでございます。また、期間は限定されますが屋外での昼食、夕食が楽しめる時期については、そのような形式の食事を取れるサービスをしたいと考えてございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 同じく、第三セクター施設3密対策事業ということで、スカイデッキについて伺いますけれども、大きさが3メートルの9メートルということで、いす席が18脚用意するということでもありますけれども、そのスペースに18脚用意するということは、非常に3密対策から考えましても余り広くはないのかなというふうに認識しており

ます。その上で、どのような設計でこのたびこの大きさを精査をしてこの事業に至ったのかについて、もう少し説明伺います。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 新たに設けるスカイデッキは、幅9メートル、奥行き3メートルということでございますが、こちらにつきましては今申しあげました海側前面に設置する予定でございまして、現在ある軒下部分のスペースの延長といったスペースになるかと思っております。ですので、現在ある軒下部分もこのようなスカイデッキの中の1つのスペースとして活用できるということでございますので、それは面積としては事足りるかなというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） 酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 一応確認なのですが、3密ということなのですが、防ぐということなのですが、それで防ぐという認識でよろしいですか。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 3密対策にはなるかと思っております。と申しますのもテーブル席も2人掛けと3人掛けを想定してございまして、時には4人掛けになるときもあるかと思っておりますが、近い中で食事をするというような環境にはないというふうに思っております。

○議長（荒木正光君） 商工費、ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） なければ昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時07分

○議長（荒木正光君） 昼食前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、予算書32ページをお開きください。予算書32ページ、7款土木費に入ります。議案書の32ページ、1項道路橋梁費、説明資料31ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書の33ページ、2項河川費、説明資料32ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3項住宅費、説明資料33ページから34ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、8款消防費に入ります。議案書の34ページ、1項消防費、説明資料35ページから37ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、9款教育費に入ります。議案書の35ページから36ページ、1項教育総務費、説明資料38ページから41ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の36ページ、2項小学校費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の37ページ、3項中学校費、説明資料はありません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書38ページ、4項認定こども園費、説明資料42ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の39ページから40ページ、5項社会教育費、説明資料43ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の40ページ、6項保健体育費、説明資料44ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書41ページ、7項学校給食費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、10款災害復旧費に入ります。議案書の同ページ、2項農林漁業施設災害復旧費、説明資料はありません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、歳入に入ります。

ページは議案書の9ページをお開きください。歳入はページごとに一括して行います。

議案書の9ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、15款道支出金、2項道補助金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の10ページ、15款道支出金、3項道委託金、17款寄付金、1項寄附金、18款繰入金、1項基金繰入金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の11ページ、19款繰越金、1項繰越金、20款諸収入、4項雑入、5項受託事業収入、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、議案書の12ページ、21款町債、1項町債、

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、歳入歳出全般にわたってありませんか。

但野議員。

○5番(但野裕之君) 款、項がまたがりますので、この場でオゾン発生器について質問いたします。昨年の12月定例会の私の一般質問で、コミュニティーバスやスクールバスなどに抗ウイルス加工処理をしていることを提案しました。その答弁で、抗ウイルス加工については情報収集に努め、検討すると答えております。その検証結果として、今回抗ウイルス加工ではなくオゾン発生器を選択したものと思われま。このオゾン発生器を町有バスほか、スクールバスなど13台に設置予定しておりますけれども、オゾンは濃度によっては人体に影響を与えるといわれ、空気中濃度により気管支や視力、最終的には生命の危機にもかかわると言われております。安全性に問題はないのでしょうか。また、オゾン発生器ではなく空気清浄機を選択も考えられると思われま。抗ウイルス加工の情報収集と検討結果の説明と抗ウイルス加工、空気清浄機、オゾン発生器の3択から、オゾン発生器を選択した理由の説明を求めま。

○議長(荒木正光君) 佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) 昨年の第4回定例会で但野議員から一般質問があったというふうに私も記憶してございます。それを機に町営バスのコロナ対策等を模索、検討を続けてございまして、その中で但野議員おっしゃったとおり、空気清浄機と抗ウイルス、それとオゾン発生器の手段が3つあったかと思いま。この中で空気清浄機につきましてはスペース的にも、そして手入れがかかるといふことで、ドライバーさんに負担をかけるといふことで、空気清浄機については選択の中から今回最初に外してございまして。そして、但野議員がおっしゃる抗ウイルスと今回オゾン発生器、私どもが考えたオゾン発生器は同じように滅菌作用があるという部分では、同種のものだと思えてございまして。この2社を考えた時に同様な効果は生まれるものと思えてございまして、ただオゾン発生器の方につきましてはいろいろ調べた結果、首都圏の救急車等で導入の実績があるということがわかりまして、相応な実績だといふふうに私ども判断したことと、手入れが非常に簡単、ほとんどないといったことがございまして、今回オゾン発生器の方をバスの車内の方に設置するといふふうなことの判断に至ったことと、どうぞよろしくお願いまいたします。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。ほかございせんか。

芳住議員。

○10番(芳住革二君) 27ページの牧野管理費の中で伺いたいと思いまけれども、先に議会に報告がありました放牧牛の脱走した牛についてですけれども、1頭はほかの牧場の中に混じっていたということですが、あと1頭は見つかりましたか。それと、その捜査にかかわった職員は時間外手当で対応しているのか、普通の枠で対応しているかお聞きしたいと思いま。

○議長（荒木正光君） 工藤町有牧野所長。

○町有牧野所長（工藤匡君） 1頭は見つかりましたけれども、もう1頭報告させていただいたとおり現在もまだ見つからない状況でございます。それから捜索についてでございますけれども、いなくなったその土日も含めて職員と一緒に捜索しております。それにつきましては、代休処理もしくは時間外という形で処理をしたいと考えております。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○10番（芳住革二君） 脱走牛が見つからない場合の補償は恐らく保険とか何とか入っていると思いますけど、そこら辺詳しく説明願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 工藤町有牧野所長。

○町有牧野所長（工藤匡君） 入牧前に申請書を提出していただくのですが、そちらの方の条件として共済の保険に加盟するという事になっておりまして、そちらの方が対象ということになります。2日前に共済の獣医師さんがきて現場検証して、そしてこれから申請ということですが、その申請についても約3カ月間要するという事になりますので、引き続き時間を見ながら捜索をしながら対応していきたいというように考えているところです。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

芳住議員。

○10番（芳住革二君） 観光費の中でお聞きしたいと思いますが、先ほどレストランのスカイデッキという、スカイという名前に惑わされて勘違いしておりました。それでもう1つお伺いしたいのですが、先の質問した中で元の露天風呂の部分は使われていませんよね。これをコロナに対して何か利用する方法もあるのではないのかなというふうに、確かに階段が狭いとか、物を運ぶのには不便な便があるかもしれませんが、やはりこれから夏空もきれいだし、夕日も見られると思うので、その活用を考えていないかお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 以前もそのようなお話があったというふうに私も記憶してございます。ただ、今芳住議員がおっしゃったとおり、いろんな乗り越えなければならない問題等々あるかと思っておりますので、その点につきましては運営側とも協議しながらこのような声があったということもきっちり届けたいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 25 号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 議長（荒木正光君） 全員挙手であります。
よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 26 号

- 議長（荒木正光君） 日程第 4、議案第 26 号 令和 3 年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。
質疑は歳入歳出を一括して行います。
発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第 26 号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 議長（荒木正光君） 全員挙手であります。
よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 27 号

- 議長（荒木正光君） 日程第 5、議案第 27 号 令和 3 年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。
質疑は歳入歳出を一括して行います。
発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 27 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 28 号

○議長（荒木正光君） 日程第 6、議案第 28 号 令和 3 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

長浜議員。

○7 番（長浜謙太郎君） 17 節備品購入費、恵寿荘介護老人福祉施設管理システム更新についてお伺いいたします。このシステムの内容ですが、契約の内容というのが購入というものなのか、リースの契約なのかということが 1 点と、2 点目が、今回更新にあたってこの後の使用の年数、耐用年数のようなものがどれくらいなのかということ。3 点目が、例えば説明資料 6 ページや 9 ページにも今回システムの更新のような形で説明があがっておりますが、ほかのシステム更新とはちょっと意味合いが違う、今回説明資料を見ますと緊急性が高いような内容と書かれておりますが、当初予算で計上ではなく今回補正で計上となった経緯について、お伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 今回は購入ということで、リースではございません。道の補助金を歳入で見込んでおりまして、そちらの規定ではリースは認められないということで購入いたします。それから耐用年数ですけども、一般的にはパソコン等は 5 年というふうに見ていますが、既存のシステムが平成 25 年に購入しておりますので、耐用年数経過していますので近々に更新が必要ということになっております。今回補正となった経緯につきましては、今年度骨格予算でありましたので、6 月に補正ということにいたしました。以上です。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第 28 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 29 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5、議案第 29 号 令和 3 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 29 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 発委第 1 号

○議長（荒木正光君） 日程第 9、発委第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

説明者、新冠町議会運営委員会 但野裕之委員長。

○5 番（但野裕之君） 発委第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提案理由を説明します。

本意見書につきましては、本年 5 月 31 日付けで北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から議決要請があったこと、加えて本年 6 月 10 日付けで北海道町村議会議長会から意見書提出の要請がありましたことから、議会運営基準の請願等運用方針 5 により、議会運営委員会として地方自治法第 99 条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定に基づき提出するものです。

次のページをお開き下さい。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止等の多面的機能が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、伐って使って、また植えるといった、森林資源の循環利用を進める必要があります。森林整備を進め木材を積極的に利用していくことは、雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標達成に向けた伐採後の着実な植林や木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において、本町と道が連携して森林吸収源対策を積極的に推進することが必要で、これらの森林資源の循環機能を十分に発揮させるため、地域の特性に応じた森林整備と林業・木材業の振興について、必要な措置を講ずることを強く国に要望するものです。地方自治法第99条の規定により提出いたします。意見書の提出関係機関は掲載のとおりです。

以上が、発委第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてです。ご審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第1号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発委第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議第1号

○議長（荒木正光君） 日程第9、発議第1号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、酒井益幸議員。

○6番（酒井益幸君） 発議第1号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書の提出内容について、説明させていただきます。

本意見書は、竹中進一議員を賛成者として、地方自治法第 99 条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第 14 条の規定に基づき提出するものです。

次ページをお開きください。現在、教育の現場ではギガスクール構想の一環で、児童生徒に 1 人 1 台の情報端末の貸与並びに校内高速ネットワーク設備が進められ、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの現実と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。一方で、すべての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報取り扱い及び管理も含めた教職員の資質向上が求められます。また、デジタル教科書教材は学校から貸与された端末を使い、学校システムに接続する必要があり、例えば転校先でも復習や学びが継続できる環境整備しておくことも重要です。さらに、デジタル教科書のみを使用した場合に、学習の基本の力である読解力の低下が危惧されます。そこで、各自治体においてソサイティ 5.0 時代を生きる子どもたちにふさわしい教育を推進するため、学校教育に ICT を浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーションの実現に向けて取り組んでいくべきです。そのために、以下の事項について迅速に対応することを強く求める。以下、下記 4 点に取り組むことを求める。意見書の提出先は掲載のとおりです。

以上が、発議第 1 号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書の提案内容です。ご審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第 1 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第 1 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 発議第 2 号

○議長（荒木正光君） 日程第 10、発議第 2 号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、竹中進一議員。

○6番（竹中進一君） 発議第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について、提案理由の要点を説明いたします。

本意見書は、秋山三津男議員を賛成者として、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。

次ページをお開きください。「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について、18歳未満の子どもがいる世帯の貧困と格差は依然として改善されず厳しい実情にあり、子どもの学習権が危ぶまれている。このことから、以下に記載の3項目について要請する。以上、自治法第99条の規定により提出する。意見書提出先は記載のとおりです。

以上が、発議第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についてです。ご審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第2号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第3号

○議長（荒木正光君） 日程第11、発議第3号 2021年度地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、竹中進一議員。

○6番（竹中進一君） 発議第3号 2021年度地方財政の充実・強化に関する意見書の提出内容について説明させていただきます。

本意見書は、酒井益幸議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙

意見書を新冠町議会会議規則第 14 条 2 項の規定に基づき提出するものです。

次ページをお開きください。2021 年度地方財政の充実・強化を求める意見書、新型コロナウイルスにより地方自治体には新たに多くの行政需要が発生し、従来からの行政サービス需要も高まりつつあります。新型コロナウイルス対策により巨額の財政出動が行われる中、歳入歳出を的確に見積もり地方財政の確立を目指すよう、政府に以下記載の 10 項目の実現を求めます。意見書提出関係機関は記載のとおりです。

以上が、発議第 3 号 2021 年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提案内容です。ご審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第 3 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第 3 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 発議第 4 号

○議長（荒木正光君） 日程第 12、発議第 4 号 2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、竹中進一議員。

○6 番（竹中進一君） 発議第 4 号 2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提案内容について、説明させていただきます。

本意見書は、酒井益幸議員を賛成者として、地方自治法第 99 条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第 14 条 2 項の規定に基づき提出するものです。

次ページをお開きください。2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、北海道最低賃金の引き上げはワーキングプア解消のため最も重要なもので、年収 200 万円以下の労働者は道内でも 48.9 万人と給与所得者の 29.6%に達しており、道内の全労働者のうち 23.5 万人を超える方が最低賃金に張りついている実態にあります。最低賃金の影響を受ける非

正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。経済財政運営と改革基本方針北海道地方最低賃金審査会においても、全国平均 1,000 円が表記されました。よって、次記載 3 項目について強く要望します。意見書提出関係機関は記載のとおりです。

以上が、発議第 4 号 2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提案内容です。ご審議の上、採択くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第 4 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○2 番（中川信幸君） この最低賃金の引き上げということは理解はできるのですが、今このコロナ禍の中で企業あるいは個人事業主は大変な苦勞をしていると思うのです。そこで、さらにこの今最低賃金をアップすれというようなこの意見書を新冠町議会ですと出すということは、非常に何か違和感を感じるのです、その点についてどう考えているのか提出者にお聞きいたします。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6 番（竹中進一君） ただ今の質問にお答えいたします。令和 2 年 7 月 17 日に閣議においても、全国平均 1,000 円になることを目指すということの方針をはっきりと示されております。なおかつ、コロナ禍で産業もなかなか大変な中ではございますけれども、しかしこの最低賃金を上げていくということは、特に道内における地域間における賃金格差がますます広がっているこの現状において、最低賃金の引き上げというのはどうしてもやらなければならない、取り組まなければならない事業ではあるのではないのかというふうに考えておりますし、事業者はそれぞれこういった状況で重い負担を課せられることになるというふうに考えられるわけでございますけれども、政府の方もそういったことに考慮して、業務改善助成金の制度を毎年設けて極端な事業者に対する負担増にならないような、そういった制度も取り組んでおりますので、これは働く者の 4 分の 1 が年収 200 万円以下の状況を何としても改善していくためには、こういった意見書で国に訴えていくのが有効ではないかというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○2 番（中川信幸君） 今の提出者の言っていることもわかるのですが、ただ新型コロナウイルスの感染状況が落ち着くまでもうちょっと様子見た後で提出するのもいいのではないかというふうに私は考えますが、その点についてはどう考えていますか。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6 番（竹中進一君） 答弁もちょっと重なるところもございますけれども、中川議員がおっしゃられた点については、国の方も業務改善助成金という制度がございますので、そういった制度を活用して、特に北海道なんかは最低賃金も相当 861 円だったか 2 円だったかちょっと離れたところあるけど、そういった状況の中でやはりこれは改善をしていかなけ

ればならないのではないかと。で、昨年度の引き上げ額というのは1円だったのです。こういう状況ではまるっきり1,000円には到達するには時間がかかる。そのためにはこういった議会からの意見書の提出というのは有効であると考えますので、ぜひともご賛同いただけないかというふうに思っております。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○2番（中川信幸君） 今、竹中さんが言っている国の補償金だか、なんかそういったもので賄っているからって、そんなに事業というのは甘いものでなく、みんなもう大変だって、マスコミ新聞等で毎日のように倒産件数もどんどんふえているのです。その中で、さらに追い打ちをかけるようなことを新冠町議会で意見書として出していいのか、時期を考えて、さっきも言ったようにコロナがある程度落ち着いて、ある程度正常に経済が回っていったときにはこれを出すのも必要かなと思うので、その点について答弁をお願いします。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） コロナの状況で大変企業も事業者も大変であるということは承知いたしております。こういった中においても昨年度から今年度にかけての倒産件数というのは、過去からみてもそれほど多くなっていない。逆に少なくなっているような状況も伝え聞いております。今後、これがもっと長引くとか、それから国のそういった助成制度等がどのようになるかわかりませんが、そういったものを見据えていてもこの人口減少と最低賃金の格差というのは相関性がございまして、ぜひとも地域の活性化を図っていくためには、やはりその最低賃金の底上げというのは取り組んでいかなければならない事業ではないかと思っておりますので、ぜひともご賛同をお願いしたいと思っております。

○議長（荒木正光君） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 会議案第8号及び日程第15 会議案第10号

○議長（荒木正光君） 日程第13、会議案第8号、日程第14、会議案第9号、日程第15、会議案第10号、以上3件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会及び議会運営委員会並びに議会あり方協議特別委員会の各委員長から所管事務調査について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第 8 号、会議案第 9 号、会議案第 10 号は、申し出のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（荒木正光君） これをもって、令和 3 年第 2 回新冠町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 1 時 5 4 分 閉会)

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員